

# 水位周知河川・洪水浸水想定区域について

## 1 水位周知河川について

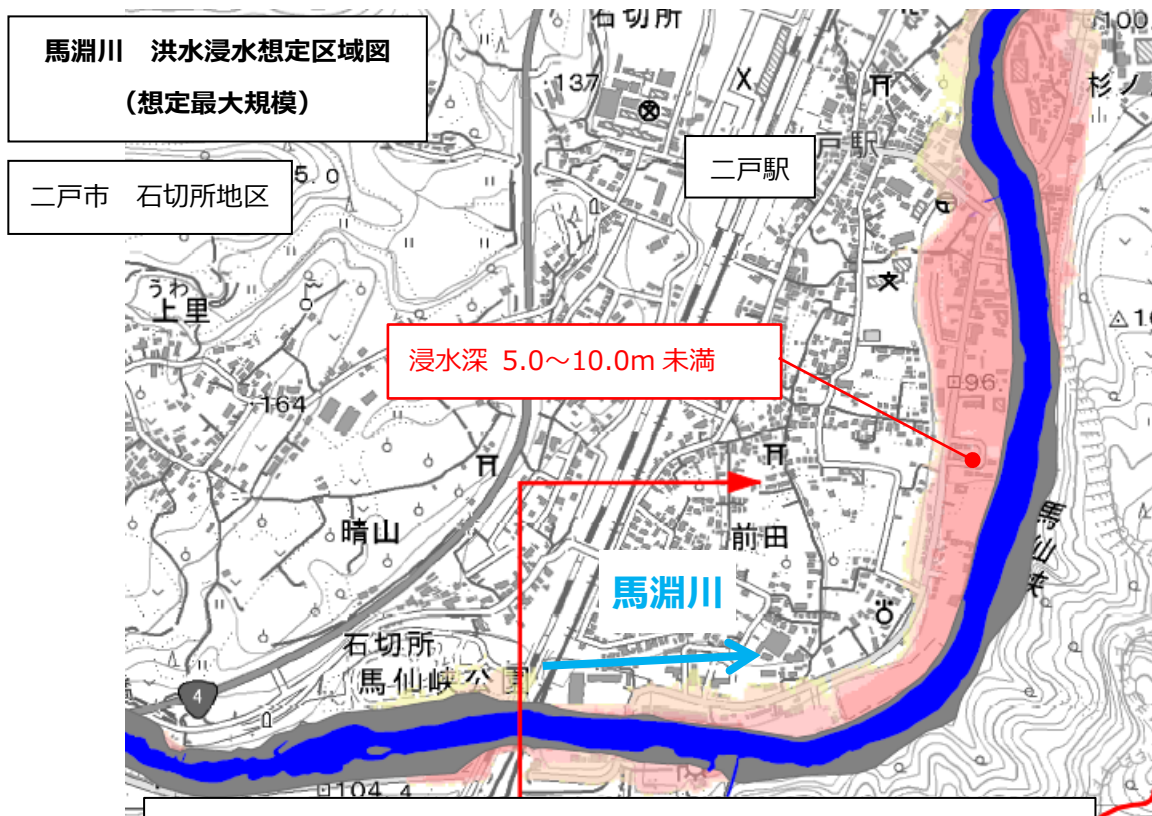
水位周知河川指定後は、ホットラインの運用、タイムラインの作成等を行うこととなりますので、ご留意願います。

## 2 洪水浸水想定区域について

洪水浸水想定区域の指定後は、市町村の地域防災計画の見直しやハザードマップの作成について対応をお願いします。

なお、洪水浸水想定区域内に位置し、市町村の地域防災計画に位置付けされた要配慮者利用施設については、避難確保計画の作成、避難訓練の実施が義務化となっていますので、要配慮者利用施設の管理者への周知・指導について、よろしく願います。

洪水浸水想定区域の指定に際して、住民説明会等を開催する場合は、県河川課にご相談願います。



〔指定後の対応〕

市町村と連携し、指定後（または指定前）に**住民説明会を開催し、地域が有する水害リスク情報等について住民の理解を促進**

○平成 30 年度実績 **22 回** (H31.3 月末時点)



小本川 H30.7月



砂鉄川 H30.12月